

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第48号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成16年佐賀県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（分課等）</p> <p>第3条 本部の下に、それぞれ次の課及びセンターを置く。</p> <p>統括本部</p> <p>秘書課</p> <p><u>情報課</u></p> <p>危機管理・広報課・消防防災課</p> <p>くらし環境本部</p> <p>男女参画・県民協働課～循環型社会推進課</p> <p>健康福祉本部</p> <p>地域福祉課～生活衛生課</p> <p>農林水産商工本部</p> <p><u>国際交流課</u></p> <p>新エネルギー課～商工課</p> <p><u>観光課</u></p> <p>県土づくり本部</p> <p>建設・技術課～森林整備課</p> <p>経営支援本部</p> <p>法務課～市町村課</p>	<p>（分課等）</p> <p>第3条 本部の下に、それぞれ次の課及びセンターを置く。</p> <p>統括本部</p> <p>秘書課</p> <p><u>情報・業務改革課</u></p> <p>危機管理・広報課・消防防災課</p> <p>くらし環境本部</p> <p>男女参画・県民協働課～循環型社会推進課</p> <p>健康福祉本部</p> <p>地域福祉課～生活衛生課</p> <p>農林水産商工本部</p> <p>新エネルギー課～商工課</p> <p>県土づくり本部</p> <p>建設・技術課～森林整備課</p> <p>経営支援本部</p> <p>法務課～市町村課</p>

改正前	改正後
<p><u>統計調査課</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、くらし環境本部に文化・スポーツ部を、農林水産商工本部に生産振興部を、県土づくり本部に交通政策部を置く。</p> <p>3 略</p> <p><u>4・5 略</u> (企画・経営グループの分掌事務)</p> <p>第5条 企画・経営グループの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 本部の各課(センター、部に置かれた課、粒子線治療推進監及び第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、I L C 推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織を含む。)</u>及び現地機関への指導及び助言に関すること。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p><u>統計分析課</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、くらし環境本部に文化・スポーツ部を、農林水産商工本部に<u>国際・観光部及び生産振興部</u>を、県土づくり本部に交通政策部を置く。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>第2項の国際・観光部に次の課を置く。</u></p> <p><u>国際経済・交流課</u> <u>おもてなし課</u></p> <p><u>5・6 略</u> (企画・経営グループの分掌事務)</p> <p>第5条 企画・経営グループの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 本部の各課(センター、部に置かれた課、<u>ユニバーサルデザイン推進監及び第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、</u>粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>コスメティック構想推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、</u>国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>観光戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、</u>経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織を含む。)及び現地機関への指導及び助言に関すること。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p>

改正前	改正後
<p>(統括本部各課の分掌事務)</p> <p>第6条 統括本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>秘書課 略</p> <p>情報課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>危機管理・広報課・消防防災課 略</p> <p>(くらし環境本部各課の分掌事務)</p> <p>第7条 くらし環境本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>男女参画・県民協働課～環境課 略</p> <p>原子力安全対策課</p> <p>(1) 原子力安全対策の総合調整に関する<u>こと</u>。</p> <p>有明海再生・自然環境課・循環型社会推進課 略</p> <p>(くらし環境本部文化・スポーツ部各課の分掌事務)</p> <p>第7条の2 くらし環境本部文化・スポーツ部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>まなび課 略</p> <p>スポーツ課</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>文化課 略</p> <p>(健康福祉本部各課の分掌事務)</p> <p>第8条 健康福祉本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>地域福祉課</p>	<p>(統括本部各課の分掌事務)</p> <p>第6条 統括本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>秘書課 略</p> <p>情報・業務改革課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>業務改革(テレワークを含む。)</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>危機管理・広報課・消防防災課 略</p> <p>(くらし環境本部各課の分掌事務)</p> <p>第7条 くらし環境本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>男女参画・県民協働課～環境課 略</p> <p>原子力安全対策課</p> <p>(1) 原子力安全対策に関する<u>こと</u>。</p> <p>有明海再生・自然環境課・循環型社会推進課 略</p> <p>(くらし環境本部文化・スポーツ部各課の分掌事務)</p> <p>第7条の2 くらし環境本部文化・スポーツ部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>まなび課 略</p> <p>スポーツ課</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>国民体育大会、全国障害者スポーツ大会等</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>文化課 略</p> <p>(健康福祉本部各課の分掌事務)</p> <p>第8条 健康福祉本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>地域福祉課</p>

改正前	改正後
<p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) <u>福祉のまちづくり施策の総合調整及び推進に関すること。</u> 母子保健福祉課～障害福祉課 略 医務課</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>医療機関の整備改善その他医療の普及向上に関すること。</u></p> <p>(6)～(8) 略 国民健康保険課～生活衛生課 略 (農林水産商工本部各課の分掌事務)</p> <p>第9条 農林水産商工本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。 <u>国際交流課</u></p> <p>(1) <u>国際交流に係る施策の総合調整及び推進に関すること。</u></p> <p>(2) <u>国際協力に関すること。</u></p> <p>(3) <u>旅券に関すること。</u> 新エネルギー課</p> <p>(1) エネルギー政策に関すること。</p> <p>(2)・(3) 略 新産業・基礎科学課</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>企業立地課～流通課 略 商工課</p> <p>(1)～(12) 略</p>	<p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) <u>その他地域福祉事業に関すること。</u> 母子保健福祉課～障害福祉課 略 医務課</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 医療機関の<u>施設整備</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>医療体制等に関すること。</u></p> <p>(7)～(9) 略 国民健康保険課～生活衛生課 略 (農林水産商工本部各課の分掌事務)</p> <p>第9条 農林水産商工本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>新エネルギー課</p> <p>(1) エネルギー政策の<u>総合調整</u>に関すること。</p> <p>(2)・(3) 略 新産業・基礎科学課</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>窯業技術センター及び工業技術センターに関すること。</u> 企業立地課～流通課 略 商工課</p> <p>(1)～(12) 略</p>

改正前	改正後
<p>(13) <u>佐賀県産業振興センターに関すること。</u>  <u>観光課</u></p> <p>(1) <u>観光施策の企画及び調整に関すること。</u>  (2) <u>観光宣伝及び観光客の誘致に関すること。</u>  (3) <u>観光事業の振興及び観光関係団体の指導育成に関すること。</u>  (4) <u>旅行業及び通訳案内業に関すること。</u>  (5) <u>総合保養地域の整備に関すること。</u></p> <p>(農林水産商工本部生産振興部各課の分掌事務)  第10条 農林水産商工本部生産振興部各課の分掌事務は、次のとおりとする。  生産者支援課 略  農産課</p>	<p>(農林水産商工本部国際・観光部各課の分掌事務)  第9条の2 農林水産商工本部国際・観光部各課の分掌事務は、次のとおりとする。  <u>国際経済・交流課</u></p> <p>(1) <u>国際経済に係る施策の総合調整及び推進に関すること。</u>  (2) <u>国際交流に係る施策の総合調整及び推進に関すること。</u>  (3) <u>国際協力に関すること。</u>  (4) <u>佐賀県国際交流プラザの庶務及び会計事務に関すること。</u></p> <p><u>おもてなし課</u></p> <p>(1) <u>観光施策の実施に関すること。</u>  (2) <u>観光宣伝及び観光客の誘致に関すること。</u>  (3) <u>観光事業の振興及び観光関係団体の指導育成に関すること。</u>  (4) <u>旅行業及び通訳案内業に関すること。</u></p> <p>(農林水産商工本部生産振興部各課の分掌事務)  第10条 農林水産商工本部生産振興部各課の分掌事務は、次のとおりとする。  生産者支援課 略  農産課</p>

改正前	改正後
<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 農地等の<u>保有合理化促進事業</u>に関すること。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p><u>(8) 農業者年金に関すること。</u></p> <p><u>(9)～(13) 略</u> 園芸課～林業課 略 (経営支援本部各課の分掌事務)</p> <p>第13条 経営支援本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。 法務課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>公益認定等及び公益信託の総合調整</u>に関すること。</p> <p><u>(9)～(13) 略</u> 資産活用課～市町村課 略 <u>統計調査課</u></p> <p>(1)～(9) 略 (室)</p> <p>第16条 文化課に<u>世界遺産登録推進室</u>を、障害福祉課に就労支援室を、医務課に地域医療体制整備室を、建築住宅課に施設整備室を、河川砂防課に水資源調整室を置き、室の分掌事務は、課長が定める。</p> <p>第19条 略 2～11 略</p> <p>12 人材育成総括監は、上司の命を受けて、人材の育成及び組織風土並びに業務改革の推進に関する事務を掌理する。</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 農地等の<u>集積及び有効利用</u>に関すること。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p><u>(8)～(12) 略</u> 園芸課～林業課 略 (経営支援本部各課の分掌事務)</p> <p>第13条 経営支援本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。 法務課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 公益認定及び<u>公益法人等</u>に関すること。</p> <p><u>(9) 公益信託の総合調整</u>に関すること。</p> <p><u>(10)～(14) 略</u> 資産活用課～市町村課 略 <u>統計分析課</u></p> <p>(1)～(9) 略 (室)</p> <p>第16条 文化課に<u>世界遺産推進室</u>を、障害福祉課に就労支援室を、医務課に地域医療体制整備室を、建築住宅課に施設整備室を、河川砂防課に水資源調整室を、<u>新幹線・地域交通課に身近な移動手段確保推進室</u>を置き、室の分掌事務は、課長が定める。</p> <p>第19条 略 2～11 略</p> <p>12 人材育成総括監は、上司の命を受けて、人材の育成及び組織風土に関する事務を掌理する。</p>

改正前	改正後
<p>13 略</p> <p>第21条 略</p> <p>2 統括本部に政策監を、健康福祉本部に粒子線治療推進監を、農林水産商工本部に<u>国際戦略推進監、I L C 推進監及び有田焼創業400年事業推進監</u>を置くことができる。</p> <p>3 企画・経営グループ、課及びセンター並びに室に参事、技術監及び検査監を、<u>情報課に情報企画監を、消防防災課に国民保護・防災対策監を、地域福祉課に監査監を、企業立地課に企業誘致推進監を、雇用労働課に特区調整監を、生産者支援課に団体検査・指導監を、市町村課に地域振興企画監を</u>置くことができる。</p> <p>4～7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 <u>国際戦略推進監は、上司の命を受けて、海外施策の総合調整及び推進に関する事務を掌理する。</u></p> <p>10 <u>I L C 推進監は、上司の命を受けて、国際リニアコライダー計画の推進に関する事務を掌理する。</u></p> <p>11 略</p>	<p>13 略</p> <p>第21条 略</p> <p>2 統括本部に政策監及びユニバーサルデザイン推進監を、健康福祉本部に粒子線治療推進監を、農林水産商工本部に有田焼創業400年事業推進監及び<u>コスメティック構想推進監を、同本部国際・観光部に国際戦略推進監及び観光戦略推進監</u>を置くことができる。</p> <p>3 企画・経営グループ、課及びセンター並びに室に参事、技術監及び検査監を、<u>情報・業務改革課に情報企画監を、消防防災課に国民保護・防災対策監を、地域福祉課に監査監を、企業立地課に企業誘致推進監を、雇用労働課に特区調整監を、生産者支援課に団体検査・指導監を、市町村課に地域振興企画監を</u>置くことができる。</p> <p>4～7 略</p> <p>8 <u>ユニバーサルデザイン推進監は、上司の命を受けて、ユニバーサルデザインの推進に関する事務を掌理する。</u></p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 <u>コスメティック構想推進監は、上司の命を受けて、コスメティック構想の推進に関する事務を掌理する。</u></p> <p>12 <u>国際戦略推進監は、上司の命を受けて、海外施策の総合調整及び推進並びに旅券に関する事務を掌理する。</u></p> <p>13 <u>観光戦略推進監は、上司の命を受けて、観光施策の総合調整及</u></p>

改正前	改正後												
<p>12～20 略</p> <p>第25条 本部に、本部長を補佐するため、参事、技術監、副課長、副技術監及び係長を置くことができる。</p> <p>2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、本部長が特に命ずる事務の一部を処理する。</p> <p>3 前項の場合において、健康福祉本部においては、<u>第1項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、粒子線治療の普及に関する事務の一部を処理し、農林水産商工本部においては、同項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、海外施策の総合調整及び推進、国際リニアコライダー計画の推進又は有田焼創業400年事業の推進に関する事務の一部を処理し、経営支援本部においては、同項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、人材の育成及び組織風土並びに業務改革の推進に関する事務の一部を処理する。</u></p>	<p><u>び推進に関する事務を掌理する。</u></p> <p>14～22 略</p> <p>第25条 本部又は部に、本部長又は部長を補佐するため、参事、技術監、副課長、副技術監及び係長を置くことができる。</p> <p>2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、本部長又は部長が特に命ずる事務の一部を処理する。</p> <p>3 前項の場合において、<u>統括本部においては、第1項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、ユニバーサルデザインの推進に関する事務の一部を処理し、健康福祉本部においては、同項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、粒子線治療の普及に関する事務の一部を処理し、農林水産商工本部においては、同項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、有田焼創業400年事業の推進又はコスメティック構想の推進に関する事務の一部を処理し、同本部国際・観光部においては、同項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、海外施策の総合調整及び推進並びに旅券に関する事務又は観光施策の総合調整及び推進に関する事務の一部を処理し、経営支援本部においては、同項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、人材の育成及び組織風土に関する事務の一部を処理する。</u></p>												
<p>別表（第17条関係）</p>	<p>別表（第17条関係）</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="239 1137 651 1182">所管する本部</th> <th data-bbox="651 1137 1108 1182">現地機関の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="239 1182 651 1230">略</td> <td data-bbox="651 1182 1108 1230"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="239 1230 651 1391">農林水産商工本部</td> <td data-bbox="651 1230 1108 1391">略 産業技術学院 農業技術防除センター</td> </tr> </tbody> </table>	所管する本部	現地機関の名称	略		農林水産商工本部	略 産業技術学院 農業技術防除センター	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 1137 1579 1182">所管する本部</th> <th data-bbox="1579 1137 2036 1182">現地機関の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 1182 1579 1230">略</td> <td data-bbox="1579 1182 2036 1230"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1230 1579 1391">農林水産商工本部</td> <td data-bbox="1579 1230 2036 1391">略 産業技術学院 <u>国際交流プラザ</u> 農業技術防除センター</td> </tr> </tbody> </table>	所管する本部	現地機関の名称	略		農林水産商工本部	略 産業技術学院 <u>国際交流プラザ</u> 農業技術防除センター
所管する本部	現地機関の名称												
略													
農林水産商工本部	略 産業技術学院 農業技術防除センター												
所管する本部	現地機関の名称												
略													
農林水産商工本部	略 産業技術学院 <u>国際交流プラザ</u> 農業技術防除センター												



改正前		改正後	
	略		略
略		略	

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

( 佐賀県公有財産規則の一部改正 )

2 佐賀県公有財産規則(昭和40年佐賀県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>( 定義 )</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課等 組織規則第2条、第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、教育委員会事務局の企画・経営グループ及び課、警察本部及び議会事務局の課、<u>粒子線治療推進監及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、I L C 推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに教育庁危機管理・広報監及び佐賀県教育庁組織規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号)第20条第1項</u></p>	<p>( 定義 )</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課等 組織規則第2条、第3条第1項及び第3項から第6項まで並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、教育委員会事務局の企画・経営グループ及び課、警察本部及び議会事務局の課、<u>ユニバーサルデザイン推進監及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、コスメティック構想推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、観光戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策監及び組織規則</u></p>

改正前	改正後
<p>の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第7号に規定する<u>がい</u>をいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p>	<p>第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに教育庁危機管理・広報監及び佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）第20条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第7号に規定する<u>がい</u>をいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p>

（電子計算組織による給与支給事務等処理規則の一部改正）

- 3 電子計算組織による給与支給事務等処理規則（昭和48年佐賀県規則第28号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（給与支給等の基礎事項の異動通知）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 給与管理者は、第4条第1項、前条及び前項の規定により指示又は通知を受けたときは、その内容を審査し、<u>情報課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>（電子計算組織による処理）</p> <p>第7条 <u>情報課長</u>は、前条第2項の規定による通知に基づき、電子計算組織により給与の支給及び共済組合負担金の支払に必要な計算を行い、その結果を給与管理者に通知しなければならない。</p> <p>（給与の支払及び精算等）</p> <p>第10条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 給与管理者は、前項の規定による通知があったときは、その旨を<u>情報課長</u>に通知しなければならない。</p>	<p>（給与支給等の基礎事項の異動通知）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 給与管理者は、第4条第1項、前条及び前項の規定により指示又は通知を受けたときは、その内容を審査し、<u>情報・業務改革課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>（電子計算組織による処理）</p> <p>第7条 <u>情報・業務改革課長</u>は、前条第2項の規定による通知に基づき、電子計算組織により給与の支給及び共済組合負担金の支払に必要な計算を行い、その結果を給与管理者に通知しなければならない。</p> <p>（給与の支払及び精算等）</p> <p>第10条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 給与管理者は、前項の規定による通知があったときは、その旨を<u>情報・業務改革課長</u>に通知しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(科目等の更正)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 給与管理者は、前項の規定による通知があったときは、更正命令の手続を行うとともに、その旨を<u>情報課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(処理の特例)</p> <p>第13条 給与管理者は、電子計算組織による給与計算によりがたい給与等の追給、返納等の必要が生じたときは、給与計算を行うとともに、財務規則に規定する支出の例による支出を行い、その結果を<u>情報課長</u>に通知しなければならない。</p>	<p>(科目等の更正)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 給与管理者は、前項の規定による通知があったときは、更正命令の手続を行うとともに、その旨を<u>情報・業務改革課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(処理の特例)</p> <p>第13条 給与管理者は、電子計算組織による給与計算によりがたい給与等の追給、返納等の必要が生じたときは、給与計算を行うとともに、財務規則に規定する支出の例による支出を行い、その結果を<u>情報・業務改革課長</u>に通知しなければならない。</p>

(退職手当管理システムによる退職手当支給事務等の処理に関する規則の一部改正)

- 4 退職手当管理システムによる退職手当支給事務等の処理に関する規則(平成26年佐賀県規則第1号)の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(退職手当の基礎事項の異動通知)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 退職手当管理者は、前項の規定により通知を受けたときは、その内容を審査し、<u>情報課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(退職手当管理システムによる処理)</p> <p>第4条 <u>情報課長</u>は、前条第2項の規定による通知に基づき、退職手当管理システムにより退職手当の支給に必要な計算を行い、その結果を退職手当管理者に通知しなければならない。</p>	<p>(退職手当の基礎事項の異動通知)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 退職手当管理者は、前項の規定により通知を受けたときは、その内容を審査し、<u>情報・業務改革課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(退職手当管理システムによる処理)</p> <p>第4条 <u>情報・業務改革課長</u>は、前条第2項の規定による通知に基づき、退職手当管理システムにより退職手当の支給に必要な計算を行い、その結果を退職手当管理者に通知しなければならない。</p>